

## 公益法人会計 C4 ～会計区分について～

シンシステムデザイン

084-946-5253

084-946-5254

平成 16 年基準においては、特別会計を設けることができ、一般会計と特別会計に区分していました。平成 20 年基準では、公益社団、財団法人においては、このような会計は設けず、**公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計**に区分することになりました。

**公益目的事業会計**は事業ごとに表示します。

**収益事業等会計**は①収益事業と②その他の事業に区分します。

①収益事業とは一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業です。

②その他の事業には法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれます。

例) 構成員の共済事業、構成員相互の親睦を深めたり、情報交換を行ったりする事業

**法人会計**では、管理業務に関するものやその他の法人全般に係るものを表示します。

部門登録画面では以下のように集計区分に「1」や「2」を入れてください。

下の例では

code 1 ～ 3 が code 4 の公益目的事業会計に集計されます。

code 5 ～ 7 が code 8 の収益目的事業会計に集計されます。

合計には、公益目的事業会計と収益目的事業会計と法人会計が集計されます。

| code | 会計の名称    | 集計区分 |
|------|----------|------|
| 0    | 合 計      | 1    |
| 1    | A事業      | 1    |
| 2    | B事業      | 1    |
| 3    | 共通       | 1    |
| ★4   | 公益目的事業会計 | 2    |
| 5    | C事業      | 1    |
| 6    | D事業      | 1    |
| 7    | 共通       | 1    |
| ★8   | 収益事業等会計  | 2    |
| ★9   | 法人会計     | 1    |
| 10   |          |      |